危険物施設等の保安に関する診断に係る業務規程

平成27年3月20日危保規程第16号 最終改正

令和3年10月20日危保規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、危険物施設(消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第1 0条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。)を有する事業所 からの申請に基づき、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が第三者機関とし て保安に関する診断を実施する際に必要となる手続きを定め、もって当該事業所の危険 物施設の安全な維持管理に寄与するとともに、当該事業所の自主保安の向上及び事故防 止に資することを目的とする。

(保安に関する診断業務の種類)

- 第2条 保安に関する診断業務(以下「診断業務」という。)は次のいずれかにより実施 するものとする。
 - (1) 保安診断

危険物施設を有する事業所における自主保安体制に関して、別表に示す項目の全部 又は一部について確認し、診断及び評価する業務をいう。

(2) 再発防止対策等診断

危険物施設を有する事業所のうち、火災・爆発等又は危険物等の流出事故が発生した施設の再発防止対策に関する計画及び体制等に係る安全性について確認し、診断及び評価する業務をいう。

(3) 特定保安診断

前2号に掲げるもののほか、事業所内の特定の施設又は自主保安体制等に関して確認し、診断及び評価する業務をいう。

2 前項に掲げるもののほか、図上演習等を診断業務と併せて実施することができる。

(業務の方法)

- 第3条 この規程に基づく診断業務は、次の方法により行うものとする。
 - (1)協会の理事長(以下「理事長」という。)は、診断業務を受けようとする者(以下「申請者」という。)の申請に基づき、申請のあった事業所に評価員(協会の職員又は危険物保安技術協会技術アドバイザー設置規程(平成20年4月3日付け危保規程第3号)第2条に規定する技術アドバイザーのうち、理事長が指定した者をいう。以下同じ。)を派遣して診断業務を行う。
 - (2) 評価員は、当該事業所において、現地調査、書類調査、関係者を対象とした聞き取り調査等の方法により前条各号に掲げる診断業務を実施する。
 - (3) 理事長は、診断業務の結果を書面により、申請者に通知する。

(診断業務に関する手続き等)

第4条 診断業務に関する手続き及び結果の通知は次により行うものとする。なお、申請

に係る書類は 正副2部提出するものとする。

- (1) 申請者は、様式第1により、診断業務の実施に必要となる書類を添えて理事長に申請する。
- (2) 理事長は、診断業務を実施する場合には、申請者と診断業務に関する契約を締結する。
- (3) 前号の契約においては、次の事項を定める。
 - ア 診断業務の内容、範囲及び実施期間
 - イ 診断業務に係る受託料の額及び納付方法
 - ウ 診断業務に係る報告書の提出その他必要な事項
- (4) 診断業務の結果の通知

当該申請に基づき、理事長が診断業務を行った結果については、申請者に対し様式 第2により通知する。

(手数料)

- 第5条 手数料の額は、診断業務に要する事務処理経費、現地調査経費等をもとに、前条 第2号の契約ごとに理事長が別に定める額に、この額に係る消費税相当額及び第2項に 規定する旅費等の額を加算した額とする。
- 2 旅費等の額は次の各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 日当
 - 1日につき 2,200円
 - (2) 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円 乙地方 1日につき 9,800円

(3) 交通費

実費(最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用)

3 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる診断業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

(雑則)

- 第6条 理事長は、申請の際に提出された書類のうち、副本1部を第4条第4号の通知の際に申請者に返還する。
- 2 この規程に定めるもののほか、診断業務の実施に必要な事項は理事長が定める。
- 附 則(平成27年3月20日制定)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日一部改正)

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月20日危保規程第11号)

この規程は令和3年12月1日から施行する。

(共通)

(1) 保安方針

(消防法)

- (2) 危険物管理
- (3) 変更管理
- (4) 工事管理
- (5) 維持管理【書類】
- (6) 維持管理【現場】
- (7) 運転管理
- (8) 資格者管理
- (9) 自衛消防組織
- (10) 各種規程

(石油コンビナート等災害防止法)

- (11) 変更管理
- (12) 維持管理【書類】
- (13) 維持管理【現場】
- (14) 自衛防災組織等
- (15) レイアウト管理
- (16) 資格者管理
- (17) 各種規程
- (18) 異常現象の通報

危険物施設等の保安に関する診断申請書

					年	月	日
危険物保安技術 理事長	協会 殿						
申請者							
住 所 名 称							
			職、氏	名			
危険物施設等の保安に関する診断を受けたいので、次のとおり申請します。 							
診断を受けよ うとする事業 所の名称、住所	名 称						
	住 所						
受けようとする診断の種類及び概要	(種類) 保安診断 ・ 再発防止対策等診断 ・ 特定保安診断						
	(図上演習等) 図上演習等の実施を (希望する ・ 希望しない)						
	(概要)						
	(予定契約期間)						
担当者氏名	連絡用領						
※ 受 付		※ 手数料等		※ 備	考		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

 - 2 申請書は、正副2部提出すること。
 3 診断業務の実施に必要となる書類(危険物施設一覧表等)を添付すること。
 - 4 ※印欄は、記入しないこと。

危企第 号

年 月 日

殿

危険物保安技術協会 理事長

危険物施設等の保安に関する診断結果について

(事業所名)について、危険物施設等の保安に関する診断を実施したので、その結果について別添のとおり報告します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。